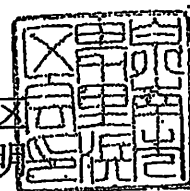


令和 5 年 1 月 1 5 日

泉南市長
山本優真 様

泉南市男里浜区
区長 和田公明



浜老人集会場（浜区民センター）維持管理に関する要望書

- 1, 「泉南市立浜老人集会所維持管理に関する覚え書き」第 2 条に基づいて、地元男里浜区代表、泉南市、阪南市、泉南清掃事務組合、の協議に基づいて維持管理に関する経費を決定してください。
- 2, 泉南市予算書、雑入の（長寿社会推進課）「老人集会場区負担金」の名称を泉南清掃事務組合予算書「浜老人集会場管理負担金」に改めてください。
- 3, 浜区民センター（老人集会場）別館が、令和 4 年度包括外部監査結果報告書に記載されておらず、別館が存在しないことになっています。別館は市の維持管理集会所とされていないとも聞かれています。別館の維持管理を適切に行ってください。

本年 3 月 1 5 日に、浜老人集会場（浜区民センター）維持管理に関する要望書（令和 5 年 2 月 1 3 日）について市長懇談会と行いました。

予算書名称訂正箇所、修理要望箇所については、市長預かりとしたい。1 2 月議会前に要望書の再提出を要請されたので、再度提出をいたします。

昭和 4 3 年（1 9 6 8 年）に「泉南清掃組合の設置するごみ焼却場に関する契約書」が、当時の管理者（泉南町長）と当時の地区代表（泉南町男里浜町内会長）との間で交わされ、浜区の福利厚生、環境改善が行われることになりました。その一つとして浜区民センター（老人集会所）が建設されました。

そして、泉南清掃事務組合管理者、泉南市長、阪南市長の三者で締結された昭和 5 8 年 3 月 3 1 日付け「泉南市立浜老人集会所維持管理に関する覚え書き」によって、三者が浜区民センター（老人集会所）の維持管理に携わることが明確化されました。

以上の経過を踏まえ、添付資料、修理取り換え要望資料等を参考にさせていただいて、文書回答を 1 2 月議会開催前までにお願いたします。

修理取り換え要望箇所

- * 本館、別館の照明器具のLED化。
- * 本館和室畳の取り替え、床下部分の腐食箇所の取り換え。
- * 本館2階ホールのフロア張り替え。
- * 本館、別館エアコン、換気扇の取り替え。
- * 本館調理室防火カーテンの取り替え。
- * 本館エレベーターの設置。
- * 本館、別館、外壁フェンスのアスベスト調査。

泉南市立浜老人集会场維持管理に関する覚書

泉南市（以下「甲」という。）と阪南町（以下「乙」という。）と泉南清掃事務組合（以下「丙」という。）とは、昭和 57 年度に建設した泉南市立浜老人集会场（以下「集会场」という。）の管理等について次のとおり覚書を交換する。

（確認事項）

第 1 条 丙がごみの処理施設の建設に伴い、地元泉南市男里浜区の補償の一環として、甲と乙の負担金及び地方債によって集会场を建設したことを相互に確認する。

（運営維持管理委託料）

第 2 条 集会場の維持管理に要する経費は、年度毎に地元泉南市男里浜区代表者、甲、乙及び丙の協議の上決定し、甲及び乙が負担するものとする。

集会場の運営及び維持管理は甲の条例及び規則の定めるところによるものとする。

（地方債償還金の負担）

第 3 条 集会场建設に係る地方債償還金は、別に定める率で甲及び乙が負担する。

（地方債償還後の処理）

第 4 条 集会場の建物は、地方債償還後に甲、乙及び丙で協議するものとする。

（協 議）

第 5 条 本覚書に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、必要に応じ甲、乙及び丙の協議の上定めるものとする。
本覚書を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自一通保有する。

昭和 58 年 3 月 31 日

甲 泉南市椿井 730 番地

泉南市長 稲 留 照



乙 泉南郡阪南町尾崎町 35 番地の 1

阪南町長 成 子 芳



丙 泉南郡阪南町尾崎町 532 番地

泉南清掃事務組合

管 理 者 稲 留 照 雄



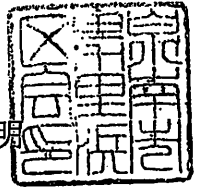
令和5年11月13日

泉南市

長寿社会推進課 御中

泉南市男里浜区

区 長 和田 公明



予算(収入)の説明書きの変更願い書

当区は、貴市の「予算書及び予算説明書」の一部について、下記のとおり変更していただきますよう、ここにその根拠を示して、お願い申し上げます。

記

1. 変更願いの趣旨

貴市の令和5年度予算書及び予算説明書の、「款 20 諸収入 項 4 雑入」の内訳として計上されている460千円(124頁最下行)の説明書きを、「老人集会場区負担金」から「浜老人集会場維持管理費」に変更していただくこと。

——資料①

2. 変更を願い出る根拠

第1項で示した460千円は、泉南清掃事務組合が、「浜老人集会場管理負担金」として貴市に対して納付している460千円がその財源(収入源)であります。同事務組合は「浜老人集会場」と固有名詞をもって、その対象を特定していることは明らかであります。

——資料②

しかしながら貴市は、本来は対象施設を特定させるために必須である「浜」という固有名詞を意図的に削除し、対象施設を何ら特定しない「老人集会場区負担金」という表現を用いて、市内のあらゆる老人集会場の維持管理費に流用されているのであります。

これは、税の財源(収入源)根拠から明らかに逸脱した(無視した)不当な措置であることは言うまでもありません。

なお、同事務組合が「浜老人集会場管理負担金」として460千円を貴市に納付しているのは、泉南市長、阪南町長および泉南清掃事務組合の三者で締結された昭和58年3月31日付「泉南市立浜老人集会場維持管

理に関する覚書」に、泉南市長を「甲」、阪南町長を「乙」、泉南清掃事務組合を「丙」、浜老人集会場を「集会場」とそれぞれ略称したうえで、

第 2 条 集会場の維持管理に要する経費は、年度毎に地元泉南市男里浜区代表者、甲、乙及び丙の協議のうえ決定し、甲及び乙が負担するものとする。(以下省略)

と規定されているのがその根拠であります。

——資料③

令和5年度

大阪府泉南市予算書及び予算説明書

一 般 会 計
樽井地区財産区会計
狐池財産区会計
信達市場（久堀池）財産区会計
馬場財産区会計
男里財産区会計
海宮宮池財産区会計
信達市場財産区会計
新家高野・野口（大掛）財産区会計
幡代財産区会計
信達岡中財産区会計
信達岡中新池財産区会計
国民健康保険事業特別会計
污水处理施設管理特別会計
介護保険事業特別会計
後期高齢者医療事業特別会計
公共用地取得事業特別会計

(單位：千円)

[illegible]

資料 ①

令和 5 年 度

大阪府泉南清掃事務組合予算書及び予算説明書

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				13. 使用料及び賃借料	967	テレビ聴視料 15 駐車通行料 15 BBサポートシステム手数料 66 財務会計システム使用料 515 国有財産土地使用料 356
				17. 備品購入費	275	器具購入費
				18. 負担金、補助及び交付金	754	大阪府都市非常勤職員公務災害補償等認定委員会審査会分担金 10 全国都市清掃会議負担金 104 会計管理者事務負担金 180 浜老人集会場管理負担金 460
2) 塵芥処理費	1, 292, 219	1, 000, 604	291, 615	511, 305	780, 914	
				使用料及び手数料 146, 253 [持込ごみ処理施設使用料 146, 253]		
				諸収入 44, 352 [有価物売払代金 34, 066] [有償入札拠出金 9, 117] [再商品化合理化拠出金 37] [上水道使用料 1, 132]		
				組合債 320, 700 [大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債 4, 000] [ごみ処理施設整備事業債 316, 700]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	2, 345	会計年度任用職員報酬